

国立大学法人群馬大学成果有体物取扱規程

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16.12. 1	平成17. 4. 1
	平成17. 6. 1	平成18. 6. 1
	平成19.12. 1	平成20.12. 1
	平成21. 6.24	平成25. 4. 1
	平成26. 4. 1	平成28. 4. 1
	平成29. 5. 1	平成29.12. 1
	平成31. 4. 1	令和元. 6. 1
	令和 2. 4. 1	令和 5. 4. 1
	令和 6. 4. 1	

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学（以下「本学」という。）における成果有体物の適正な取扱いについて必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規程において、「成果有体物」とは、次の各号に掲げるものであって、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文及び講演その他の著作物等に関するものを除く。

(1) 研究・教育の結果又は過程において得られた材料、試料（試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導體等をいう。）、試作品、モデル品、実験装置等

(2) 臨床等において得られた試料（細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導體等をいう。)

(3) データベース、コンピュータープログラム、音声、画像、図面等の各種研究成果情報を記録した電子記録媒体

(4) データベース、コンピュータープログラム、画像、図面等の各種研究成果情報を記載した紙記録媒体

2 この規程において「学部等」とは、群馬大学学則（以下「学則」という。）第3条に規定する学部、群馬大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第4条に規定する研究科及び学府、大学院学則第4条の2に規定する学環、学則第6条に規定する附置研究所、学則第7条に規定する総合情報メディアセンター、学則第7条の2に規定する機構、学則第8条に規定する学内共同教育研究施設、学則第8条の2に規定するダイバーシティ推進センター、学則別表第1－3に規定する医学部附属病院並びに国立大学法人群馬大学組織規則第15条に規定する事務局（監査室を含む。）をいう。

(成果有体物の活用)

第3条 学部等の長は、他の研究機関及び研究者が研究開発の場での成果有体物の利用を推進するため円滑な提供と適切な取扱いの確保に努めるとともに産業利用を通じ

て、国民への利益の還元を図るため、適切な契約による成果有体物の提供に努めるものとする。

(成果有体物の帰属)

第4条 本学において研究開発成果として得られた成果有体物は、全て本学に帰属するものとする。

(成果有体物の管理体制)

第5条 成果有体物の管理は、次の区分により行うものとする。

(1) 学部等管理に該当する成果有体物

備品的及び消耗品的なものであって、特に学術的・財産的価値の高いもの又は学部等の長が組織として管理を行うことが適当と考えられるものは、学部等の長が管理する。

(2) 研究者管理に該当する成果有体物

前号に該当する成果有体物以外のもので、研究試料及び材料などの消耗品で、現に研究開発を行った研究者において適切に供用・保管されているものは、研究者が管理する。

2 成果有体物の保管及び提供その他管理に係る実態的な取扱いは、研究開発を行った研究者が専門的な知見を有し、適切な管理・保管方法に熟知していることを考慮し、各学部等の責任のもとに、当該研究者が行うものとする。

(無償提供)

第6条 学部等の長は、学術研究を目的として外部機関等に成果有体物を提供する場合は、契約の締結等をした上で、原則として無償で提供するものとする。ただし、当該成果有体物の作製及び提供等の経費を提供先に負担させることができる。

(有償提供)

第7条 学部等の長は、産業利用・収益事業その他の目的で外部機関等に成果有体物を提供する場合は、契約を締結の上、有償で提供するものとする。

(受 入)

第8条 学部等の長は、学術研究を目的として、外部機関等から成果有体物を受け入れる場合は、契約の締結等をした上で、受け入れるものとする。

附 則

この規程は、平成21年6月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。